

中東知的財産ニュースレター Vol.55

アラブ首長国連邦 — DIFC が知的財産規則を発表¹

ドバイ国際金融センター（DIFC）は中東・アフリカ・南アジア地域（MEASA 地域）における主要な金融の拠点であり、現在登録されている 2,500 社余りの金融企業で 25,600 人を超える専門家が働いている。DIFC は過日、2021 年 7 月 5 日付で施行される知的財産法規則（以下「知財法規則」という）²を発表した。

同規則の第 2 条では、知的財産委員への苦情申立および申立の処理に関する手続が規定されている。

申立人は、以下の詳細情報を提供することにより、知財委員に苦情を申し立てることができる。（規則 2.1.2 条）

- ❖ 申立人の正式な氏名・名称、住所および法的能力。
- ❖ 被申立人の名称および被申立人に関する詳細情報。
- ❖ 申立の詳細。
- ❖ 申立により主張される事実の詳細な陳述。
- ❖ 申立人が求める救済。

申立には、裏付けとなる以下の文書が添えられていなければならない。（規則 2.1.3 条）

- 知的財産権または保護を求める権利の所有者であることを示す証拠。
- 委任状（知的財産の所有者に代わって代理人が申立を行う場合）。
- 文書その他の証拠（DIFC の域内で発生した権利の侵害、不正使用または抵触を確認する証人の陳述書を含む）。
- 規則 2.3 条に規定された料金の支払を証明する証拠。
- 知財委員（またはその代理人）が苦情を調査する際に発生する費用および支出（専門家の任命に伴う費用を含む）を賄うための担保。

¹ <https://www.difc.ae/newsroom/news/difc-announces-enactment-intellectual-property-regulations/>

² https://www.difc.ae/application/files/6816/2547/9483/Intellectual_Property_Regulations_2021.pdf/

申立の要件が満たされている場合、知財委員は、10営業日以内に、当該申立を書面により被申立人に通知するものとする。（規則 2.1.5 条）

申立を被申立人に通知することにより当該申立の調査にリスクが生じると知財委員が考えた場合、知財委員は通知を延期することができる。延期される期間は、知財委員が適当と見なした期間とする（規則 2.1.6 条）。

被申立人は、10営業日以内に申立てに対して答弁することができる。十分な正当化事由がある場合、知財委員はそれらの事由に基づき答弁期間を延長することができる（規則 2.1.7 条）。

被申立人が申立に応答しなかった場合、知財委員はそのまま手続を進め、当該申立について自らが調査により得た所見に基づいて命令を発行するか、さらなる調査を行うことなく申立人が提出した証拠を容認することができる（規則 2.1.8 条）。

知財委員に提出される申立書、答弁書その他の文書はすべて英語で記載するか、英語訳を添えた上で、その英語訳の妥当性を知財委員に納得させる方法で証明しなければならない（規則 2.1.10 条）。

知財委員は、申立人および/または被申立人を召喚し、口頭審問の場で争点を論議することができる。申立人または被申立人が口頭審問への出頭を拒絶した場合、知財委員はそのまま手続を進めて命令を発行することができる（規則 2.1.11 条）。

今回発表された規則は、被申立人の施設を捜査する際の手順（侵害品の押収や保管を含む）についても規定している。知財委員は、施設にあった侵害品の種類や数量および侵害に使用された機械類、原材料、工作器具および設備に関する報告書を作成し、申立に関する知財委員の記録に前記の報告書を追加することになっている（規則 2.2 条）。

サウジアラビア — サウジアラビアと韓国、二国間合同知財戦略プログラム³

両国間の歴史的な関係の強化を図るため、サウジアラビア知的財産総局と韓国特許庁は、特許出願の合同審査に関する新たな協定を締結した。この協定は2021年7月1日をもって施行されている。

³ [Saudi Arabia and Korea sign IP strategy program - SAIP - الفكرية للملكية السعودية الهيئة](#)

この協定により、同一の発明について 2 つの国で提出された特許出願を両国が同時に審査し、その結果を当局間で共有することが可能になり、審査プロセスの一層の効率化が実現される。それにより、今後、出願人は審査請求の日から 6 か月以内に審査結果を受け取れるようになる見込みである（審査請求から結果の通知までに要する期間は、一般に 1 年以上と予想される）。

このプロセスは、韓国企業の特許権を保護することにより、それら企業のサウジ市場への参入拡大を円滑にし、韓国企業が中東全域において自社の商業的利益を拡大することを可能にするだろう。

エジプト — 貨物の事前登録に関する新たな関税法

エジプト税関局をめぐる最新の動きの中で、エジプト税関は「貨物通関の事前申告制度」（ACI : Advanced Cargo Information）を導入した。これは、貨物情報の事前登録に用いられる新たな電子システムである。

このシステムでは、輸出国から貨物が出荷される前に、貨物データおよび関連文書（正式なインボイスや正本船荷証券など）をエジプト当局に提出することが要求される。その目的は、利害関係者がリスクマネジメントシステム（RMS）を通じてリスクを監視するのを可能にすることにより、エジプト国民の安全を優先させることである。

新たな手続に関する説明：

新規則によれば、海路を通じてエジプトに商品を提供する輸出業者は、輸出に先立ち、少なくとも船舶が到着する 48 時間以上前に、ブロックチェーン技術の提供者である Cargo X を通じて輸出を事前登録することを要求される。新規の商品提供の場合、輸入者は Nafeza システムによりインボイスを提出しなければならない。これを受けた Nafeza システムは、提出されたインボイスに ACID 番号を付与する。その後提出される文書が荷の到着時に受理されるためには、すべての文書に ACID 番号が記載されていなければならない。

エジプト財務省の直近の発表によれば⁴、この新規則は 2021 年 10 月 1 日をもって発効することになっている。

⁴ <https://www.customs.gov.eg/Legislations/Laws/Details/f1db941c-1978-4748-844f-efdc4e01b6c1>

ACI の利点とは？

- 素性の分からない商品や不特定の生産地から輸入される商品からエジプト国民を保護する。
- 商品の通関に伴う時間と費用を節減し、ペーパーレスシステムに移行させる。

湾岸協力会議（GCC） — GCC 商業詐欺取締法がオマーンとクウェートで改正

諮問評議会（Majlis Ash'shura；オマーン議会の下院に当たる）は、第9会期（2019～2023年）の第2年度会期（2019～2020年）第12回通常議会において、統一GCC商業詐欺取締法（Unified GCC Anti-Commercial Fraud Law）の法案に変更を加えることなく同法案を国家評議会に付託した。この際の審議では、同法案は商業詐欺取締と消費者の健康保護の重要性を明らかにするものであるという点が強調されていた。

他方、すでに2019年に同法案を承認しているクウェートは、最近になって統一GCC商業詐欺取締法（2019年法律第20号）の施行規則⁵を公布した。公布された規則は、商業詐欺という犯罪の定義を拡張し、侵害品や詐欺的な製品や安全衛生上有害な製品の製造に使用される原材料を販売/生産する行為も商業詐欺に含まれると規定している。

パレスチナ — ガザ地区での公定公開手数料は登録後の処理全般（代理人の名称や住所の変更を含む）に適用される⁶

登録後の処理全般（代理人の名称や住所の変更を含む）に適用される公定公開手数料は、それらの処理を求める申請書の提出時に徴収されなければならない、と自治政府内閣は決定した。この決定は2021年7月5日をもって発効する。

これまで、ガザの商標局が公定公開手数料を徴収していたのは、更新、譲渡、合併、名称およびまたは住所の変更についてのみであった。

⁵ <https://www.mesferlaw.com/archives/2936>

⁶ <https://drive.google.com/file/d/1p6eIE2FrbGpi2QANr2ZqFVlhdp70z2J/view>

サウジアラビア — サウジアラビアにおける一定の健康製品およびハーブ製品の強制登録に関する要件を SFDA が追加

サウジアラビア食品医薬品庁（SFDA）は独立した規制機関であり、サウジアラビア国内の食品、医薬品および医療機器を規制している。同庁の主要な役割は、以上の製品カテゴリー（輸入品か国産品かを問わない）に対する国家規格を発行し、強制的に義務づけられる標準仕様を定めることである。さらに、食品・医薬品・医療機器に関する問題全般について消費者を啓発することも、SFDA の責務のひとつである。

最近では、一定の健康製品をサウジアラビア市場に提供するに当たって、SFDA への登録が義務づけられるようになった。これは旧来の慣行とは真逆の態度である。従来であれば、そのような製品はSFDA の記録/ウェブサイトに記載されるだけであった。製品の安全性や効能を示す証拠が求められるハーブ製品についても、同じ登録プロセスが適用される可能性がある。

一般の消費者は、[SFDA のウェブサイト](https://www.sfda.gov.sa/ar)⁷上で「ハーブ製品、健康製品およびビタミン製品」の登録リストを閲覧することができる。

「リスト記載対象」に分類された健康製品は、簡易化されたリスト記載枠組みに基づき SFDA に提出される。特定の健康製品をリスト記載対象に分類するためには、当該製品が一連の基準を満たしているか、特定の製品カテゴリーに属しているか、または前記の 2 つの要件を両方とも満たしていなければならない。これとは逆に、分類の変更によって「要登録」とされ、登録の基準が変更された製品カテゴリーも存在する。このような製品グループに含まれる製品としては、特に、アルコールベースの手指消毒剤、のど飴、スキンケア製品、ハーブオイル等が挙げられる。

⁷ <https://www.sfda.gov.sa/ar/herbal-drugs>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 55

[著者]

United Trademark & Patent Services [UTPS]



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年8月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services [UTPS]が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。